

## 処 分 基 準

年 月 日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

根 抱 条 項：第7条第1項

処 分 の 概 要：自動車運転代行業の認定の取消し

原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）

法 令 の 定 め：

- 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
  - ・第3条（第7号及び第8号を除く。）（自動車運転代行業の要件）
  - ・第4条（認定）

処 分 基 準：

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項各号に該当するときは、以下のように、欠格要件に該当するが、速やかに是正、回復することができ、現に是正、回復しようとしている場合等を除き、自動車運転代行業の認定を取り消すものとする。

- ・ 法人の役員が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条第1号から第5号までに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。

問い合わせ先：

備 考：